

(続紙 1)

京都大学	博士（ 人間・環境学 ）	氏名	樋笠 逸人
論文題目	日本古代中世における儀礼と史料・空間・思想		
（論文内容の要旨） 本論文は、日本古代中世における儀礼を主題に定め、文献史料、遺跡、絵図から復原される空間や、儀礼の背景にある思想について多角的に分析し、そうした作業を通して儀礼が持つ象徴性や表象的特質を論じようとするものである。 序章では、政治構造・権力関係・政務手続きを分析する手法として定着していった日本史における儀礼研究の研究史をたどり、先例を守って儀式を執り行うことが宮廷社会においては政治を意味していた、という説が、研究の一つのシェーマとなってきたことを確認する。その上で、特に宮廷儀礼の研究においては、儀礼の意味や象徴性を分析する研究が手薄であり、権力表象に対する分析視角の相違が、政治的・宗教的イデオロギーの評価をめぐる見解の相違を生んでいる、といった先行研究の問題点を指摘する。 第一章「高御座の成立」では、大極殿の玉座である高御座の成立過程を検討する。通説では、高御座は古来の祭祀的即位形態である「登壇儀礼」の「壇」を継承したもので、このことは律令制下においても神話的思想や祭祀形態が、天皇の権威を支えていたことを示す、とされる。しかし、内裏空間と大極殿の機能が分化し、天皇と参列者とが向き合う空間ができたのは、平城宮第一次大極殿の成立によってであり、高御座を用いた「宸儀初見」という儀式次第が天平年間に導入されたことをも考えあわせると、高御座は平城宮第一次大極殿において成立すると見るのが妥当である。通説の「壇」を継承したものとする理解は、高御座の八角形の造形が神話的国土観である「大八洲」に由来するとの認識によるところが大きい。高御座の多角形の天蓋は中国の天文思想における天球を象徴すると見るのがよい。「高御座」の原義が抽象的な天皇位の概念を含む点からも、高御座の由来を「壇」のみに求めることは適切ではない。高御座は以上のような儀礼形態・空間・思想に基づいて成立するのであり、その成立は神話的・伝統的な天皇像から脱却するという歴史的意義を持っていたと結論する。 第二章「嘉承二年の『御即位次第』について」では、宮内庁書陵部所蔵（九条家旧蔵）の『御即位次第』に書誌学的な検証を加え、即位灌頂の実態について新たな知見を提示する。この史料が嘉承2年(1107)の鳥羽天皇即位に際して作成された大江匡房撰『江家次第』の逸文であることを明らかにし、その上で、後三条天皇が即位儀で密教的な印を結んだという記述に着目する。後三条の即位が即位灌頂の起点であったと捉える研究も存在するが、ここに記された作法は鎌倉時代以降に定着する即位灌頂とは			

異なっており、即位灌頂の重要な要素である摂関家による天皇への作法の伝授が行われたとは考えがたい。一字金輪を持して印を結んだことにも、天皇と大日如来の一体化を示すとされる即位灌頂の作法との相違が認められ、大日如来との同体説は、後三条の意図とは別に、後世になって付加されていたものであると指摘する。

第三章「明恵上人『夢記』の文殊原形記事について」では、宗教的体験としての夢（好相）を記した明恵自筆の『夢記』高山寺本第一篇を取り上げ、執筆過程および明恵の宗教的实践と思索の過程を考察する。中世の「日記」には、覚書として別紙に記された後に日次記に編集された事例が存在し、これを踏まえて検討するならば、覚醒時の出来事と夢の内容を結び付けて推敲した形跡を、『夢記』の中に見出すことが可能となる。紙背に記された建久7年(1196)春頃の記事は別紙から転写されたものであり、そのことから本史料の執筆時期を建久7年夏以降と推定することができる。また、明恵は文殊現形の好相と『華嚴経伝記』の内容とを照らし合わせることで修行方針を選択し、このことは明恵が「仏光観」の理論を取り入れて独自の教学を形成するきっかけとなった。こうした夢（好相）の解釈と宗教的实践への反映とを繰り返す中で、『夢記』とは異なる伝記類の文脈が形成されていったと論じる。

第四章「鴨社古図（賀茂御祖神社絵図）と賀茂社御参籠」では、京都国立博物館所蔵「賀茂御祖神社絵図」の製作年代とその目的について、治天の君による参籠行事と関連付けながら検討する。本図は鎌倉時代以前の景観を描いた南北朝期から室町期の写本と考えられてきたが、図中の押紙や加筆の年代をめぐっては見解の一致をみない。加筆が集中する「御所」は、従来考えられてきた「斎院御所」ではなく、治承3年(1179)の後白河院の参籠に際して造営された建物であり、その周辺には亀山院政期頃の景観が加筆されていることも判明する。鎌倉時代における治天の君の賀茂社御参籠は、御所に宿泊して下社・上社と摂社への「宮廻」を繰り返す行事であり、院政期から存在する神社御幸の形式に、宿所の造営を伴う遠隔地参詣の方法を取り入れて成立した。恒例行事としては定着せず、参籠の日数や形式も様々であったが、弘安の役を契機とする亀山院の参籠が一ヶ月を超える「百度詣」の形で展開したことや、治天の君の参籠が伏見院政期に終焉することからすると、本図の加筆は亀山院政期に遡るものと考えられる。御所の修造を要する治天の君の参籠は、賀茂社の経済的基盤の確保につながり、鴨社古図は中世の社家が維持・修造する建物を記録するとともに、参籠の案内図として用いることをも目的として製作されたと結論する。

終章では、各章の概要をまとめるとともに本論文の意義を述べ、本論文で取り上げられなかった問題点を補足的に説明し、今後の研究の展望を示す。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、以下の三点において、研究史上の大きな意義を認めることができる。

第一は、従来の日本史における儀礼研究が、政治構造・権力関係・政務手続きを分析対象として、先例を踏襲することに政治的な意味を読み取ろうとしてきたのに対し、儀礼が持つ意味や象徴性・表象的特質に焦点をあてることの必要性を指摘したことであり、また、その特質の変化の分析を通して、日本古代中世史における儀礼研究の新たな可能性を提示したことである。第一章では、高御座の多角形の天蓋を中国の天文思想における天球を象徴したものであると解釈し、高御座の造形に神話的国土観を読み取ってきた既往の研究に対して疑問を提起した。第二章では、即位灌頂の起点と考えられてきた後三条天皇の作法に、鎌倉時代に定着した即位灌頂とは異なる要素を見出し、即位灌頂の基本となる天皇と大日如来との同体説が、後三条の意図とは別に後世になって付加されたと指摘した。これまでの儀礼研究では、反復性や同一性こそが儀礼の本質であるかのように認識され、その認識を前提にして、先例を維持しようとする人々の営みを考察の主たる対象としてきた。しかし、本論文が指摘するように、儀礼が持つ象徴性や表象は時代によって変遷すると見るのがよく、その過程を分析することによって、新たな歴史像を描き出し得ることとなろう。とりわけ第一章で論じられた高御座の表象的特質は、奈良時代の天皇のあり方を理解する上で、重要な指摘といえることができる。

ただ、儀礼の象徴性や表象的特質を考察するにあたって、本論文が取り上げた事象が妥当なものであったか否かは、なお検討の余地がある。第三章で論じられた明恵の夢と宗教的実践との関係性や、第四章で検討した治天の君の賀茂社御参籠が、儀礼として論じられるものかどうかについては疑問が残る。また、奈良時代を扱った第一章、院政期の即位儀礼を論じる第二章、鎌倉時代の事象を検討する第三章・第四章といったように、本論文が検討した内容の時代幅は広く、そのため、個々の事象に対して詳細に分析すればするほど、全体としては断片的な検討にならざるを得ない。こうしたことが、結果的に一つの論文としての統一性を見えにくくし、全体像がつかみにくいといった印象を与えていることも否めない。ただし、こうしたことは本研究の価値を減じるものではなく、むしろ本論文を端緒として、今後、研究が大きく進展していくことを期待させるものである。

本論文が持つ第二の意義は、重要な史料に関する書誌学的な検討を、原本調査に基づきながら精緻に行い、史料を活用する上での基盤を整備したことである。第二章において検討した宮内庁書陵部所蔵（九条家旧蔵）の『御即位次第』は、これまで公開されたことのなかった史料であり、「為房卿記」といった江戸時代の識語を持っている。本論文では、この史料を翻刻するとともに、藤原為房の執筆態度に関する検討を行って、「為房卿記」という識語が誤りであると断定し、大江匡房が撰した『江家次

第』の逸文であることを明らかにした。第四章で分析対象とした京都国立博物館所蔵の「賀茂御祖神社絵図」は、これまで南北朝期から室町期に製作されたものと捉えられてきた。これに対して本論文では、図中に見える押紙・加筆に関して詳細な検討を行い、また、鴨脚家旧蔵の建築指図などとも照らし合わせて、鎌倉時代後期の亀山院政期の景観を描いた絵図であることを実証した。いずれの史料も研究の進展にとって重要なものであることに疑いなく、本論文によって、その史料的性格が明確になった意義はきわめて大きいといえる。

第三の意義は、堅実な書誌学的検討成果に立脚して、そこに記載された歴史的な事象にも歴史学的・思想的考察を及ぼし、既往の研究に新たな視点を提起している点である。第二章で指摘する後三条天皇の作法と後の時代の即位灌頂のあり方との相違、第三章で論じる夢の解釈と宗教的実践の繰り返しといった明恵の行為、第四章で考察する治天の君による賀茂社御参籠の実態、などがそれに該当するもので、いずれもこれまで注意されてこなかった事柄である。第三章では、中世における「日記」の多様性についても言及しており、これは貴重な指摘となっている。史料の書誌学的な検討は多大な労力を要するものであり、そのために先行研究の見解を安易に踏襲することが多いが、本論文ではこうした態度をとらず、丹念な調査・検証に基づきながら、史料の性格を確定することにつとめている。そして、それだけにとどまることなく、史料に記述された事象についても歴史学的・思想的考察を行っている。史料に向き合うこうした真摯な姿勢は、そこで論証された事柄とともに、大きく評価されるべきものである。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成31年1月18日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降